

一般ガス導管事業に係る託送供給約款の認可等の事前申請に関する経済産業局長への事務委任について

(趣旨)

電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則において、経済産業大臣は、一般ガス導管事業に係る託送供給約款の認可等の事前申請に関する認可等をしようとする際に、改正法附則第36条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、あらかじめ電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならないとされている。

一方、改正法附則においては、当該認可等に係る権限（委員会への意見聴取を含む。）は、一定の場合、供給区域を管轄する経済産業局長に委任されている。

そうした案件については、地域特性を踏まえた判断、委員会事務の効率的な運用の観点から、先日御議論いただいたガス事業の許可等と同様に、委員会の意見に係る事務についても各経済産業局長に事務委任することを御検討いただく。

主なポイント

1. 改正法附則における認可等の権限の経済産業局長への委任について

経済産業大臣から経済産業局長に委任されている権限は供給区域が一の経済産業局の管轄区域内のみにある一般ガス事業であって、そのガスの使用者の数が百万以下のものに関する事業規制である。

2. 意見に係る事務の経済産業局長への委任について

経済産業局長に対して託送供給約款の認可等の事前申請があれば、経済産業局長から委員会に対し意見聴取がなされることとなるが、

- ① 経済産業局長にガス事業の許可等の権限が委任されているガス事業は、各地域の需要に応じて供給区域が点在し、事業者数も多く、比較的小規模な事業者が大多数となっており、その許可等の事務も、定型的な処理に馴染むものが中心であること、
- ② 委員会としての適正取引の審査の観点からも、地域の特性を踏まえた事実認定に関して現場を所管管轄する経済産業局に知見があること、などを踏まえると、地域特性を踏まえた判断、及び委員会事務の効率的な運用の観点から、委員会の指導監督の下、経済産業局は随時案件を事務局に報告し、事務局は定期的に当該認可等の実績を委員会会合で報告することを前提に、委員会の意見に係る事務を各経済産業局長に対し事務委任の形式で委任して差し支えないものと考えられる（なお、事務委任は経済産業省の先例に従ったものであるが、その法的性質は授權代理と考えられる。）。このため、別紙のとおり各経済産業局長に委任することに関し、御検討いただく。

(別紙)

(案)

番 年 月 日 号

別記 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電気事業法等の一部を改正する等の法律に関する事務の委任について

上記の件について、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成２７年法律第４７号。以下「改正法」という。）の規定に基づく本職の権限に係る事務のうち、下記に係る認可等（電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成２８年政令第４９号。その後の改正を含む。）第４条の表第１号の規定により貴職に権限が委任されたものに限る。）をしようとする際に改正法附則第３６条第１項第１号及び第２号の規定により意見を述べることに係るものについては、貴職に委任する。

なお、本委員会事務局において、法の施行状況等を一元的に把握する必要があるため、委任した事務の処理後、翌月１０日までに関係書類の写しを、本委員会事務局に提出することとする。

記

- (１) 改正法附則第１８条第１項本文又は第４項の認可に関すること。
- (２) 改正法附則第１８条第１項ただし書の承認に関すること。

別記

北海道経済産業局長

東北経済産業局長

関東経済産業局長

中部経済産業局長

中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長

近畿経済産業局長

中国経済産業局長

四国経済産業局長

九州経済産業局長

内閣府沖縄総合事務局長